

石綿による健康被害の救済に関する法律
(救済給付関係)
逐条解説

平成 18 年 6 月
環境省

『石綿による健康被害の救済に関する法律の解説』について

石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした「石綿による健康被害の救済に関する法律」は、平成18年2月10日に公布され、政省令制定等の実施準備を終えて、一部を除き、平成18年3月27日から実施されました。

石綿による健康被害については、国民の生命や健康に影響を及ぼすものであることから、隙間のない健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するための対応等を適切に実施していくことが必要であります。

このため、平成17年7月以来、政府部内において「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」が開催され、同年12月27日に開催された第5回となる同会合において、「アスベストによる健康被害者のうち、既存の法律で救済されない被害者を隙間なく救済するための新たな法的措置として、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を平成18年の通常国会の冒頭に提出するとともに、法案成立後はその速やかな施行に努める」こととされたところです。

このような経緯を踏まえ、石綿が長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広く、かつ、大量に使用されてきた結果、多数の健康被害が生じてきている一方で、石綿に起因する健康被害については長期にわたる潜伏期間があって因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性にかんがみ、石綿による健康被害者であって労災補償等による救済の対象とならないものを対象とし、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、石綿による健康被害者の間に隙間を生じないように迅速かつ安定した制度を実現するため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

本資料は、「石綿による健康被害の救済に関する法律」のうち、救済給付に関する部分（環境省所管部分）について、各条ごとに解説したものです。本資料が、同法の理解の一助となれば幸いです。

目 次

第1章 総則

第1条(目的)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2条(定義等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 救済給付

第1節 支給等

第3条(救済給付の種類等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4条(医療費の支給及び認定等)・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5条(認定の申請中に死亡した場合)・・・・・・・・・・・・ 12

第6条(認定の有効期間)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第7条、第8条(認定の更新)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第9条(認定の取消し)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第10条(判定の申出)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第11条(医療費の支給)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第12条(医療費の額)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第13条(保険医療機関等に対する医療費の支払等)・・・・・・ 20

第14条(審査委員会からの意見聴取、支払基金への委託)・・・・ 21

第15条(緊急時等における医療費の支給の特例)・・・・・・ 22

第16条(療養手当の支給)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第17条(医療費等の請求)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第18条(未支給の医療費等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第19条(葬祭料の支給)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第20条～第22条(特別遺族弔慰金等の支給等)・・・・・・・・・・ 30

第23条(救済給付調整金の支給)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第24条(判定の申出)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第25条(救済給付の免責)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第26条(他の法令による給付等との関係について)・・・・・・ 36

第27条(不正利得の徴収)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第28条(受給権の保護)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第29条(公課の禁止)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第30条(環境省令への委任)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第2節 費用

第31条(基金)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第32条(交付金等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第33条(地方債の特例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第34条(国庫の負担)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

第 35 条 (一般拠出金の徴収及び納付義務)	51
第 36 条 (機構に対する交付)	55
第 37 条 (一般拠出金の額)	56
第 38 条 (第一項一般拠出金の徴収方法等における徴収法の準用について)	58
第 39 条 (第二項一般拠出金の納付等)	65
第 40 条 (第二項一般拠出金の延納)	66
第 41 条 (督促及び滞納処分)	67
第 42 条 (延滞金)	69
第 43 条 (先取特権の順位)	70
第 44 条 (徴収金の徴収手続)	71
第 45 条 (船舶所有者に対する報告の徴収等)	73
第 46 条 (環境省令への委任)	74
第 47 条 (特別拠出金の徴収及び納付義務)	75
第 48 条 (特別拠出金の額の算定方法)	76
第 49 条 (特別拠出金の額の決定、通知等)	77
第 50 条 (準用)	78
第 51 条 (環境省令への委任)	79
第 3 節 雑則	
第 52 条 (被認定者等に対する報告の徴収等)、第 53 条 (受診命令)、第 54 条 (救済給付の一時差止め)	81
第 55 条 (保険医療機関等に対する報告徴収等)	82
第 56 条 (診療を行った者等に対する報告徴収等)	83
第 57 条 (事業主に対する資料の提出の要求等)	84
第 58 条 (秘密保持義務)	85
第 4 章 不服申立て	
第 75 条第 1 項 (審査請求の内容とその請求対象)	87
第 75 条第 2 項 (行政不服審査法の適用関係)	89
第 75 条第 3 項 (公害健康被害補償法の準用)	90
第 76 条 (異議申立て)	91
第 77 条 (不服申立てと訴訟との関係)	92
第 5 章 雑則	
第 80 条 (調査及び研究について)	94
第 81 条 (公務所等への照会)	95
第 82 条 (期間の計算)	97
第 83 条 (戸籍事項の無料証明)	98

第 84 条 (経過措置の命令委任)	99
第 86 条 (命令への委任)	100
第 6 章 罰則	
第 87 条 (秘密保持義務違反の罰則)	101
第 88 条第 1 項 (事業主等に関する罰則)	102
第 88 条第 2 項 (労働保険事務組合に関する罰則)	103
第 88 条第 3 項 (船舶所有者、特別事業主に対する報告徴収等に係る罰則)	104
第 89 条第 1 項 (被認定者等、診療を行なった者等に対する報告徴収等に係る罰則)	105
第 90 条 (両罰規定)	106
第 91 条 (機構が認可を受けず滞納処分を行った場合の罰則)	107
附則	
附則第 1 条 (施行期日)	109
附則第 2 条 (施行直後に申請せずに死亡する被害者のための経過措置)	112
附則第 3 条 (国庫の負担の特例)	113
附則第 4 条 (有期事業に対する特例)	114
附則第 5 条 (施行前の準備)	115
附則第 6 条 (見直し)	116
附則第 7 条 (社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)	117
附則第 8 条 (住民基本台帳法の一部改正)	118
附則第 9 条 (社会保険労務士法の一部改正)	119
附則第 10 条 (労働保険特別会計法の一部改正)	121
附則第 11 条 (公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)	122
附則第 12 条 (環境基本法の一部改正)	124
附則第 13 条 (環境省設置法の一部改正)	125
附則第 14 条 (独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)	126
附則第 15 条 (障害者自立支援法の一部改正)	129